

令和6年9月18日

厚生委員会資料

こども家庭部

目 次

【報告事項】

- 1 こどもインフルエンザ予防接種費助成事業について …………… 1 頁

1 こどもインフルエンザ予防接種費助成事業について

[こども福祉課]

(1) 趣旨

本事業はインフルエンザ流行期間において、こどものインフルエンザの重症化を予防し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に実施している。

令和6年度から、従来の不活化インフルエンザHAワクチンに加えて、経鼻弱毒生インフルエンザワクチンが供給開始となったことから、当該ワクチンを助成対象に加えることで、こどもの心理的・身体的負担の軽減及び子育て世帯の支援につなげるもの。

(2) 事業概要

対象者	市内在住の小学生及び中学生
対象期間	令和6年10月1日から令和7年1月31日まで
助成金額	1回の接種につき上限3千円 (小学生は1人2回まで、中学生は1人1回)

(3) 小児に対するインフルエンザワクチンについて

	不活化インフルエンザHAワクチン	経鼻弱毒生インフルエンザワクチン
用法及び用量	<ul style="list-style-type: none">・ 6か月以上3歳未満の者には0.25mLを皮下に、3歳以上13歳未満の者には0.5mLを皮下におよそ2～4週間の間隔をおいて2回注射する。・ 13歳以上の者には、0.5mLを皮下に、1回又はおよそ1～4週間の間隔をおいて2回注射する。	<ul style="list-style-type: none">・ 2歳以上19歳未満の者に、0.2mLを1回（各鼻腔内に0.1mLを1噴霧）、鼻腔内に噴霧する。

出典：厚生労働省

第25回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会（令和6年5月23日）資料2「小児に対するインフルエンザワクチンについて」